

財 関 第 1125 号
令和 8 年 9 月 30 日

各（地区）税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の
取扱いについての一部改正について

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を下記のとおり改正し、令和 8 年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。